

## 岐阜県新型インフルエンザ等対策推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 平時から岐阜県感染症対策基本条例(令和2年岐阜県条例第44号)第10条の岐阜県感染症対策協議会が設置されるまでの間、新型インフルエンザ等感染症等の感染症への対策を推進するため、岐阜県新型インフルエンザ等対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について、協議するものとする。

- (1) 岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画に係る協議
- (2) 岐阜県感染症対策協議会が設置されるまでの間における感染症対策の具体的な施策の実施に当たり必要な事項の協議
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項の協議

### (構成員)

第3条 協議会の構成員は、市町村、医療団体、経済団体、教育機関等の代表者その他知事が必要と認める者のうちから、県が選任する。

### (会議)

第4条 協議会は、県が招集する。

- 2 県は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させて意見を述べさせることができる。
- 3 協議会は、公開で行うものとする。

### (庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部感染症対策推進課において処理する。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和6年10月15日から施行する。